



# 島根県報

平成17年 3 月29日 (火)  
号外 第 18 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

人委規則 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
----------------------------------

## 人 事 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3 月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

### 島根県人事委員会規則第12号

#### 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項職の欄中「統括専門技術員」を「統括林業普及員」に、「法令文書グループリーダー」を「法令グループリーダー」に改め、同部隠岐支庁の項を次のように改める。

隠岐支庁	支庁長 局長 所長 部長 事業部長 主査（空港建設局の庶務担当に限る。） 総務グループ課長 総務医事グループ課長 島前保健環境グループ課長 副主査（福祉事務所の庶務担当に限る。） 業務グループ課長 空港管理所長
------	---

#### 別表知事部局の部中

美術館	副館長 副主査
健康福祉センター	所長 副所長 部長 総務企画情報グループ課長 能義保健環境グループ課長 大田 保健推進グループ課長

美術館	副館長 学芸グループ課長
芸術文化センター	副センター長 総務グループ課長
保健所	所長 部長 総務グループ課長
福祉事務所	所長 主査（邇摩・邑智生活支援スタッフ及び鹿足生活支援スタッフに限る。） 副主査（庶務担当に限る。）

湖陵病院	院長 副院長 局長 部長 総務企画グループ課長
精神保健福祉センター	所長 副主査（庶務担当に限る。）

湖陵病院	院長 副院長 局長 部長 総務企画グループ課長
心と体の相談センター	所長 地域支援グループ課長

わかたけ学園	園長 総務グループ課長	を
身体障害者更生相談所	所長	

わかたけ学園	園長 総務グループ課長	に改
--------	-------------	----

め、同部農林振興センターの項職の欄中「地域農業普及部長」を「支所長」に改め、同部中「農業試験場」を「農業技術センター」に改め、同部中海干拓営農センターの項職の欄中「干拓指導グループ課長」を「干拓振興グループ課長」に改め、同部しまねの味開発指導センターの項職の欄中「主席研究員」を「主席研究員（庶務担当に限る。）」に改め、同部中「畜産試験場」を「畜産技術センター」に改め、同部中

種畜センター	所長 副主査	を
緑化センター	所長 副主査	

種畜センター	所長 副主査（庶務担当に限る。）	に改
--------	------------------	----

め、同部土木建築事務所の項を次のように改める。

土木建築事務所	所長 部長 土木事業所長 総務グループ課長 業務グループ課長 ダム管理所長 空港管理所長 港湾管理所長
---------	--

別表教育委員会事務局部局等の部本庁の項職の欄中「グループリーダー及び室長補佐（庶務担当に限る。）」を「グループリーダー（庶務担当に限る。）」に改め、同部埋蔵文化財調査センターの項職の欄中「副所長」を削り、同部図書館の項職の欄中「部長」を削り、同部中

博物館	館長	を
-----	----	---

博物館	館長 副館長	に改
少年自然の家	所長	

める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。